

北方領土返還要求愛知県民会議規約

(名称)

第1条 この会は、「北方領土返還要求愛知県民会議」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課内に置く。

(目的)

第3条 この会は、日本固有の領土である北方領土が早期に返還されるよう県民意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の啓発宣伝活動を行う。

- (1) 各種印刷物の配布
- (2) 啓発映画の上映
- (3) 署名活動
- (4) その他目的達成のための啓発宣伝活動

(構成員)

第5条 この会は、北方領土返還要求運動に協力的な団体及び個人にて構成する。

(名誉会長)

第6条 この会に名誉会長を置くことができる。名誉会長には、この会の運営に多年にわたって功績のあった会長経験者をあて、総会において選任する。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 監事1名
- 2 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 監事は、会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。
 - 5 役員を選任は、総会において行う。
 - 6 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 欠員補充のため就任した役員任期は、前任者の任期の残存期間とする。
 - 8 役員は、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(顧問)

第8条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの会の諮問に応ずる。

(総会)

第9条 総会は年1回以上開催するものとし、会長がこれを招集する。

2 総会に議長を置き、会長をもってあてる。

(役員会)

第10条 会長は必要に応じ、役員会を開くことができる。

2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 役員会における議決事項について、役員の過半数が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

(定足数)

第11条 総会及び役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(表決)

第12条 総会及び役員会は、出席者の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第13条 やむを得ない理由のため総会及び役員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(事務局)

第14条 この会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務は、当分の間愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課が当たる。

(経費)

第15条 この会の経費は、交付金及び寄附金等をもってあてる。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務の処理)

第17条 この規約のほか、事務局における事務の処理については、北方領土返還要求愛知県民会議事務処理規程による。

(その他)

第18条 この規約に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この規約は昭和54年3月12日から施行する。

附 則

この規約は昭和59年1月19日から施行する。

附 則

この規約は平成2年6月5日から施行する。

附 則

この規約は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成23年5月12日から施行する。

附 則

この規約は平成27年5月26日から施行する。

附 則

この規約は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和2年4月1日から施行する。